

# 環境検討委員会の経緯及び経過について

国土交通省設楽ダム工事事務所

# 環境検討委員会と各検討会

## 設楽ダム環境検討委員会

ダム建設に伴うダム周辺及びダム下流の自然環境に及ぼす環境影響に関して、環境保全措置等低減策の検討について、指導・助言及びその実施状況の監視を行う。

－H20. 12設置－

○各専門組織から検討内容について報告を受け、それについて意見交換を行う。  
○各専門組織で対象としていない種については「環境検討委員会」で上記の役割を行う。

## 設楽ダム猛禽類検討会

クマタカ等の希少な猛禽類に関する環境保全措置等低減策の検討について、指導・助言及びその実施状況の監視を行う。

－H15. 7設置－

## 設楽ダム魚類検討会

ネコギギ等希少な魚類に関する環境保全措置等低減策の検討について、指導・助言及びその実施状況の監視を行う。

－H15. 6設置－

## 設楽ダム湿地管理検討委員会

重要な種の移植先等として、整備を計画している湿地について、維持管理の主体や維持管理方法の検討について、指導・助言及びその実施状況の監視を行う。

－H20. 7設置－

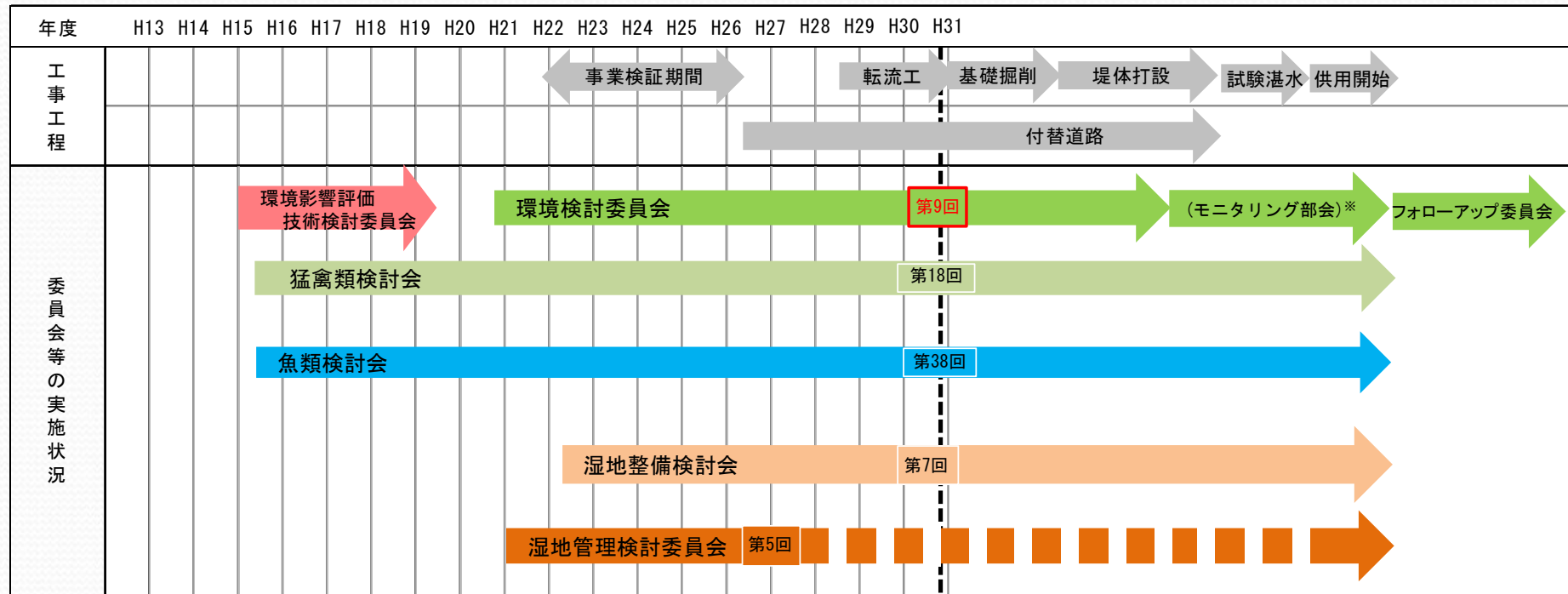
設楽ダム湿地整備・管理方針ガイドラインの作成をもって(一時)休止し、維持管理組織の立ち上げを目指す。(H27. 3)

## 設楽ダム湿地整備検討会

設楽ダム建設事業により影響を受ける貴重種に対しての環境保全措置として、「湿地環境の整備」に関わる動植物の生態等の面を踏まえた整備計画、現地の整備方法について、指導・助言及びその実施状況の監視を行う。

－H21. 9設置－

# 環境検討委員会の経緯



※モニタリング部会は、平成8年度以降に管理に移行する施設や、ダム貯水池の水質の状況等から特にモニタリング調査を強化することが必要とされる施設については、ダム等に係るフォローアップ調査の一環としてモニタリング調査が実施される期間、委員会に「モニタリング部会」を設置するものである

# 環境検討委員会の経過



# 環境検討委員会の経過（前回の主な意見、指摘・対応）

## ◆意見

項目	意見
植物の移植について	域外保全是、今回、名古屋市、豊橋市の植物園に協力いただいているが、域外保全のみに頼るのではなくリスク軽減策として考えていることから評価できる。
湿地環境の整備について	湿地環境などの整備は、重要種の保全だけでなく、一般種を含めて多くの種が保全できる。

## ◆指摘と対応

項目	指摘	対応
植物の移植、湿地環境の整備について	植物の移植後の到達点については、個体の維持・定着だけでなく場を評価することも考えた方が良い。	植物の移植等の評価方法として、移植量や移植後の活着率と併せて、移植先の場（生息・生育環境）を含めた評価方法を今後検討する。 移植の評価は、移植個体（監視個体）が良好に生育しているかどうか、または、整備した生育環境が、保全対象種にとって適した環境に維持されているかどうかの観点で評価する。
	植物の移植実施後のモニタリングについて、調査期間を検討するべきである。	移植後は、各個体を3年間程度モニタリングし、活着状況に応じて、環境監視、フォローアップ調査（河川水辺の国勢調査）への引き継ぎを判断する。移植後の活着状況が不良な場合には継続調査の実施、残存個体がある場合には追加移植の必要性について検討・協議する。

# 指摘に対する対応方針 ～生息・生育環境の評価の考え方～

- 湿地環境の整備により、通水や耕うんを行った環境では、イ、セリ、ウシクグ等の湿生植物が繁茂し、保全対象種である植物のオオミズゴケやイチョウウキゴケ、アギナシ、動物のアカハライモリ、ヤマアカガエル、モリアオガエル、クロゲンゴロウ、コオイムシ、ガムシ等の生息・生育環境となっている。
- 保全対象種以外に、カエル類やヘビ類を餌とするサシバが飛来する等、湿地環境を整備したことにより、生態系ピラミッドの底辺が広がり、より多様な生物が生息・生育できる場となっていると考えられる。
- クマノゴケやジョウレンホウオウゴケの移植先である溪流環境は、出水等の攪乱を受ける環境であることから、移植した個体だけでなく、その下流等周辺への分布の広がりも含めて調査や評価を行って行く。

## 現地確認種による整備湿地の生態系ピラミッドの模式

